

スターリン時代初期のウズベキスタンにおける女性と権力

須田 将

本報告では、人々を社会のなかで差異化・序列化する権力作用に注目して、ウズベキスタンの戦前スターリン時代における、マハッラ（街区社会）でのムスリム女性を標的とした組織活動を検討した。本報告の特色は、女性史の観点からこの時代におけるムスリム女性の一般像を抽出するのではなく、かれらを多様な主体として新しい社会史の視角から捉え直し、男性も含めた権力関係に位置づけ、とくにマハッラにおける活動を介した女性と社会の変容を考察したことにある。スターリン時代においては、一方では様々な民族からなる「ソヴィエト公民」（国家と共通の権利と義務の関係を結ぶ主体としてのソヴィエト人）の、ポリシェヴィキ政権が推奨する社会主義的な諸価値による陶冶が目指されるとともに、他方ではそうした価値に適合しない人々の差異化と排除が行われたが、その際に一つの基準となったのは、ポリシェヴィキによって「解放」される現地民族の「新しい女性」に対する（主に男性の）態度であったことを、本報告は明らかにした。

まず、前史として、報告の第一部では、帝政期の植民地権力による中央アジアの人々の差異化について論じた。中央アジア諸民族は帝国行政官の議論のなかで、基本的に「公民性（露語：гражданственность）」の低い異族人として位置づけられ、帝国公民としての平等な権利と義務は授けられなかった。とりわけ定住民族の都市「旧市街」のマハッラにおける女性は、植民者の「新市街」とは隔てられ行政の介入も限定的な世界で生活しており、（第一次世界大戦に際して男性家族成員の後方動員に対して抗議行動を起こしたことからも、女性を専ら受動的な存在であったとみることはできないが）、概して公共生活から隔離されていた。

これに対して、革命後のソヴィエト政権は、対立の軸を「民族」から「階級」に置き換え、現地民族の男性とともに、女性をもソヴィエト国家の公民として位置づけ、その「文化性（культурность）」を向上させ、「公共性（общественность）」を引き出して社会主義建設に動員しようとした。もともと、1930年に「旧市街」「新市街」の行政区別が差別的なものとして廃止され、住民の平準化に向けた行政の施策が進むにつれ、かえってマハッラの未組織住民における「文化性」の後れが克服すべき課題として強調されるようになった。ロシア帝

国行政官の「公民性」に関する否定的な議論（現地民族にはそれが欠如しているので公民権は与えない、というもの）とは異なり、スターリン時代の「文化性」についての議論は、ウズベク人男女の文化啓蒙水準の向上を図り、かれらを国家にとってふさわしい公民主体として陶冶し動員しようとする能産的な方向性を本来はもっていたが、実際には、「文化性」向上を妨げる人々の差異化と、社会の「内なる敵」の排除を訴える抑圧的な論理に転化した。

次に、第二部では、中央アジア現地民族に対する行政介入に関して、女性を標的としたマハッラ委員会の組織活動に関して実証的に検討した。「伝統的」なものとして形容がなされてきたマハッラであるが、1920年代初頭に各マハッラに行政補助を目的とした委員会が設立され、それを介して「女性解放」に関わるものを含む各種活動が展開されており、それにより重大な変化が生じたことは論じられてこなかった。ソヴィエト行政補助を担う「社会团体」としてのマハッラ委員会の組織化・制度化、および構成員の入れ替えについて、本報告はタシュケント市オクチャープリ地区の事例をとりあげ、委員会役職者の民族比率・性別・年齢層・出自・党员および党员候補の割合について、タシュケント市国家文書館史料に基づいて詳しく検討した。とくに、20-30代の若いウズベク人党员が6割近くを占めており、「白髯（ウズベク語：oqsoqol）」の男性長老に表象されるようなイメージとは裏腹に、女性も議長や副議長といった指導職に（依然少数ではあるものの）進出していたことは重要である。

マハッラを現場として展開された「フジウム（攻勢）」運動は、女性の覆い（パランジとチャチヴォン）に象徴される「後進的」な慣習を標的とし、反宗教闘争・階級闘争と関連づけられることによって、「先進的」な社会主義文化・秩序への賛否をめぐる人々の差異化の作用をもたらした。本報告では、とくに女性代表者集会や女性クラブによるその実践を検討した。妻や娘が覆いを脱ぎ捨てることに対して多くのムスリム男性が反発したため、マハッラでの集会は脅迫をうけて非開催に追い込まれたり、女性活動家が殺害されたりする事件が発生し、他方では覆いを脱がせようとした治安協力員が脅迫や強制手段を用いたりすることもあった。フジウム運動に対する女性たちの反応は様々であったが、概して（ノースロップの先行研究が論じたように）ウズベク人アイデンティティを主張するうえで覆いを積極的に纏うことになったというよりは、大多数はむしろ（キャンプが論じたように）保身の対応として覆いを再び纏うことになった。人々の差異化に関しては、覆いを取ることによって女性を得ることのできたインセンティブが重要であり、例えば「パランジおよび隔離された生活との闘い」を目標に掲げる女性クラブに関しては、それが関わる託児所や母子診療、識字学習、就業斡旋などについて、会員への優遇措置が規定されていた。会員資格を有したのは勤労女性（勤労者・労働者・事務員・手工業者・非熟練農業労働者層や中間層の女性、およびこれら範疇の男性の妻）かつ「ソヴィエト憲法下で完全な公民権を有する者」であり、マハッラ委員会同様、宗教者・富裕者など敵性階級の「（選挙権）被剥奪者（лишенцы）」は排除

された。このように、マハッラのような生活世界において人々をその階級や「文化性」によって峻別する差異化と排除が進んだことを、本報告は論じた。

さらに、第三部では、1930年代半ば以降に展開された活動について、各地のマハッラ公民集会議事録に基づいて検討した。集会では、パランジの着脱のほかに、一夫多妻婚といった家庭での微細な男女関係も議題になり、妻の識字学習に反対した夫に対する見世物裁判も提起された。この時期においては、行政の拡充が進むにつれて一層ウズベク人住民の「文化性」の後れが問題視されるようになり、1939年にウズベク共和国の検察・司法関係者を集めた会議においては、女性を標的とした暴力をテロリスト行為として政治化し厳罰化することが議論された。そこで例示された殺人・強姦事件の多くは、公共生活への進出した女性が被害者となっており、その夫や婚約者が犯行者であった。大テロル期においては、とくにボリシェヴィキの様式を身につけながら家庭生活において保守的な秩序を固持する「二心ある者」に警戒が向けられるようになり、一部の女性もソヴィエト政権の論理を用いて彼らの排除を訴えたことを指摘した。

今後の研究課題としては、「公民」概念について、当時のソ連において「模範的公民」に関する議論が人々の差異化においてどの程度、いかに関わっていたのかについて詳しく検討する必要があるほか、ウズベキスタン各地とモスクワで報告者がこれまで収集してきた文書館史料の精読を進めて、時系列的な差異を重視しながら、スターリン憲法制定にあわせた政策変化や、ウズベク社会とソヴィエト政権の相互作用などを考察していくべきであるように思われる。

(北海道大学大学院文学研究科博士課程・日本学術振興会特別研究員 DC)